

市の計画（案）にかかる議会意見に対する市の考え方

計画名 宍粟市新病院整備に係る基本計画（案）

1. 意見

公立病院が自らの役割に基づき、地域住民に対して良質の医療を継続的に提供していくためには、将来にわたる新病院経営の健全性が確保されることが不可欠である。この観点から、主要な経営指標について数値目標を掲げる必要がある。

将来負担を残さないために、事業費全般の算出根拠、事業費負担割合及び償還方法等について、市民に理解が得られる資料を提示すること。

（市の考え方）

良質の医療を継続的に安定して提供していくためには、健全な病院経営の確保は不可欠です。そのため、病院改革プランにおいて経営指標について数値目標を定め、経常損益の黒字確保に向けて病院職員一丸となって取り組みを進めていきます。

また、新病院整備に係る将来負担を少しでも抑えるため、設計段階、施工段階において、VE提案等を採用し、総コストの縮減に努めていきます。

事業費全般の算出根拠につきましては、今回の基本計画（案）においてもご説明しているところですが、工事費は、公立病院の発注実績や国土交通省の建築着工統計における公立病院の工事費予定単価等をもとに、設計費は、国土交通省が定めている設計、工事監理等に係る業務報酬基準等をもとに、医療コンサルタント業務及びコンストラクション・マネジメント業務費用は、業者からの参考見積もりをもとに、医療機器等の整備費などは、公立病院の事例を参考にそれぞれ概算事業費として算出しているところです。

事業費の返済計画につきましては、事業費の大部分を地方債により財源確保することとしているため、地方債の償還として整理していくことが妥当と考えています。

市の負担額につきましては、地方債の償還が、工事費に係るものは30年、医療機器等に係るものにあっては5年の分割払いで返済し、この事業費負担（返済費用）は、病院が50%を、市が50%（ただし、国からの交付税措置が25%）を負担するため、市の負担ベースでは、開院後の5年間はやや増加する見込みですが、6年目以降は今と変わらない水準で推移する見込みとなっています。

事業費に係る説明要旨につきましては、市民の皆様の理解が得られるよう、基本計画（案）第8章に盛り込んでいるところです。

2. 意見

現実的な将来の人口推移、人口構成を踏まえ患者数を推計し、病院の建設規模、病床数・機能区分等裏付ける数値を明確に示すこと。

(市の考え方)

新病院の建物規模、病床数、病床機能区分等につきましては、今回の基本計画（案）及び補足資料でもご説明しているところですが、将来の患者動向等を的確に見据えたものとする必要があると考えます。そのため、入院機能として、開院時に整備すべき病床数は、西播磨北部地域の特定中核病院として、市民等の医療需要に的確に対応する必要があるとともに、経営の安定を図り、継続的に医療を提供するためには過剰病床数を避けなければならないことを踏まえ、決定したところです。具体的な算定に当たり、将来の患者動向につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」を、病床機能区分等につきましては、兵庫県地域医療構想などを踏まえ、決定したところです。また、外来その他の機能につきましては、総合病院が現在担っている診療機能を継承することを踏まえ、基本設計段階で適切な規模等を精査することとしています。

3. 意見

新興感染症の対応体制や精神疾患に対する新病院の方向性を、計画の中に組み込むこと。

(市の考え方)

新興感染症の対応体制につきましては、検討の視点として、病棟においては、複数の病室を独立した区画として運営できる仕組みや病棟までの動線確保、外来においては、発熱外来の設置や多目的ホール棟の活用などにより対応することを今回の基本計画（案）の部門別施設計画の関係箇所でも明記しており、具体的な内容は基本設計段階において決定することとしております。

次に、精神疾患に対する新病院の方向性につきましては、委員からの要請もあり、新病院検討委員会でご説明しておりますが、精神医療全般は、引き続き姫路北病院との連携により対応していくとともに、児童思春期の精神医療及び障がい児の発達支援へのニーズに対応するため、専門外来の開設に向け、必要な医師確保を県内の関係病院に働きかけていくこととしております。

なお、このことにつきましては、「新病院の診療機能」における専門外来の拡充の一つとして捉えており、他の専門外来機能とのバランス上、基本計画（案）での具体的な記述はしておりません。

4. 意見

訪問診療・訪問看護等在宅医療支援について、地域医療の確保のため自らの役割を改めて明確にし、基本計画にその内容を明示すること。

(市の考え方)

市民の在宅療養生活を支える在宅医療に関する市としての取り組むべき方向性としましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて平成30年3月に策定しました「宍粟市における地域医療推進のための基本方針」において、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会等と連携して在宅医療需要に対応することとしております。他方、総合病院は、地域包括ケアシステムにおける基幹病院として、在宅療養を支える入院医療体制を確保し、地域完結型医療の実現をめざすこととしております。

さらに、総合病院をかかりつけ医とされている患者さんに対しましては、引き続き訪問診療等に取り組むとともに、地域のかかりつけ医の後方支援体制を確立し、かかりつけ医と連携し、外来通院が難しくなった患者さんが安心して暮らせるよう医療的支援を行う旨、基本計画（案）では、「新病院が果たすべき役割」として、第1章の全体計画において明記しております。